

- ＊「総務省 法律解説」：『特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律一解説一』総務省（平成 29 年 1 月更新）
- ＊「発信者情報開示関係ガイドライン」：『プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン』プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（第 4 版：平成 28 年 2 月）

プロバイダ責任制限法第 4 条第 1 項の「権利が侵害されたとする」について

- ・「権利が侵害されたとする」とは、単に自らが被害を受けた旨を述べることで足り、その権利の侵害に関する客観的な根拠の存在等、述べていることの合理性の有無を問わない。その主張の合理性の有無は、本項第 1 号の要件*の判断の際に検討されることになる。

＊本項第 1 号の要件：① 開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであること。② 発信者情報が開示請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受ける正当な理由があるとき。

（総務省 法律解説）

発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の判断について

- ・発信者情報の開示を求める理由が、①損害賠償請求権の行使のためである場合、②謝罪広告等名誉回復措置の要請のため必要である場合、③発信者への削除要請等、差止請求権の行使のため必要である場合には、通常は、請求者は発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有しているものと考えられるが、例えば差し止め請求の場合に既に権利侵害情報が削除されており、請求の必要性がなくなっていることなどもありうることから、発信者の意見も考慮した上で判断する必要がある。

（発信者情報開示関係ガイドライン）

プロバイダ責任制限法第 4 条第 1 項に基づく発信者情報の開示の請求者について

- ・特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害された者本人及び弁護士等の代理人
（発信者情報開示関係ガイドライン）
- ・自然人のみならず、法人及び民事訴訟法第 29 条により当事者能力が認められるいわゆる権利能力なき社団を含む。
（総務省 法律解説）

プロバイダ責任制限法に基づく開示請求における本人確認について

- ・請求者は、以下の要領で請求書に記名・押印するとともに、運転免許証、パスポート、登記事項証明書等の公的証明書の写し等本人性を証明できる資料を添付するものとし、プロバイダ等は、添付された資料等により本人性を確認するものとする。

- (a) 押印は、3 か月以内の印鑑登録証明書を添付の上、登録印鑑で行うこととする。
- (b) 請求者が法人の場合は、当該法人の代表者（代表者から権限を委譲されている者を含む。以下同じ。）の記名をすることとする。
- (c) 著作権等管理事業者が請求をする場合、当該著作権等管理事業者は、請求書に管理事業者登録番号を記載するとともに、代表者の記名をするものとする。
- (d) 海外からの請求については、当該国における一般的な証明方法によって証明された署名等により記名・押印に代えることができることとする。

（発信者情報開示関係ガイドライン）

プロバイダ責任制限法第 4 条第 3 項（開示を受けた者が発信者情報を用いるにあたって負うべき義務）について

- ・この規定に違反しても、直ちに刑事制裁等の対象になるというわけではないが、この規定に従わない情報の用い方をして、発信者に損害が発生した場合には、プライバシー侵害等の不法行為を構成することになり、発信者から責任を追及されることとなる。犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第 3 条第 3 項^{*1}及び刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）第 6 条^{*2}と同趣旨の規定である。

*1 犯罪被害者等による公判記録の閲覧・謄写に関する規定

*2 刑事被告人事件に係る訴訟の記録等の閲覧者の義務に関する規定

- ・発信者情報開示請求は、あくまで、特定電気通信上で加害者不明の不法行為が行われた場合に、被害者に加害者を知るための手段を提供し、被害回復を可能にするための制度であるから、開示された情報の用途としては開示請求者の損害賠償請求権の行使等法律上認められた被害回復の措置を採ること以外に考えられない。従って、それ以外の目的で開示された情報を用いて発信者のプライバシー等の利益を侵害した場合には、すべて、不当に関係人の名誉若しくは生活の平穩を害したということになると解される。具体的には、発信者の情報をウェブページ等に掲載したり、発信者に対していやがらせや脅迫等の行為に及んだ場合が考えられる。「害する行為をしてはならない」とは、民事上の義務を定めた趣旨であるが、この規定に違反して発信者に損害が発生したときは、プライバシー侵害等の不法行為が成立することとなる。

（総務省 法律解説）

いわゆる経由プロバイダは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 2 条 3 号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当するか

- ・最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 2 条 3 号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当する。

（最高裁判所第一小法廷平成 22 年 4 月 8 日判決 民集第 64 巻 3 号 676 頁）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14 年総務省令第57 号）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項に規定する侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称
- 二 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所
- 三 発信者の電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）
- 四 侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス（インターネットに接続された個々の電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を識別するために割り当てられる番号をいう。）及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わされたポート番号（インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号をいう。）
- 五 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS 端末（以下「携帯電話端末等」という。）からのインターネット接続サービス利用者識別符号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（端末設備（電気通信事業法第五十二条第一項に規定する端末設備をいう。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定する自営電気通信設備をいう。）と接続される伝送路設備をいう。）のうちその一端がブラウザを搭載した携帯電話端末等と接続されるもの及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。以下同じ。）の利用者をインターネットにおいて識別するために、当該サービスを提供する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）により割り当てられる文字、番号、記号その他の符号であって、電気通信（同法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）により送信されるものをいう。以下同じ。）
- 六 侵害情報に係るSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者との間で当該サービスの提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいい、携帯電話端末等に取り付けて用いるものに限る。）を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ。）のうち、当該サービスにより送信されたもの
- 七 第四号のアイ・ピー・アドレスを割り当てられた電気通信設備、第五号の携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号に係る携帯電話端末等又は前号のSIMカード識別番号（携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものに限る。）に係る携帯電話端末等から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻